**青年等就農資金**

　認定新規就農者が青年等就農計画に即して農業経営を開始するときに、日本政策金融公庫から、長期、無利子で借り入れることができる資金です。

■　対象者

認定新規就農者

※認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等であって、

市町村長の認定を受けた者をいいます。

■　資金の使途

青年等就農計画の達成に必要となる資金

・農地等の改良等（農地等の取得は除く）

・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得

・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得

・創立費、開業費その他の繰延資産の取得等

・家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の開始によって

必要となる長期資金

■　貸付限度額　　3,700万円

■　貸付利率　　　無利子

■　償還期間（うち据置期間）　　17年以内（5年以内）

（令和元年10月31日以前に貸付されたものは12年以内）

■　担保等

借受希望額、経営状況等により、連帯保証人や物的担保が必要な場合があります。

* 問い合わせ先

・日本政策金融公庫　大阪支店　農林水産事業

（場所）〒530-0057

大阪市北区曽根崎２丁目３番５号　梅新第一生命ビルディング８階

（TEL）06-6131-0752

[日本政策金融公庫（青年等就農資金）のホームページへ(外部サイト)](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html)

・大阪府　環境農林水産部　農政室　推進課　経営強化グループ

　（場所）〒559-8555

　　　　　大阪市住之江区南港北1-14-16　咲州庁舎22階

　（TEL）06-6210-9589

[大阪府　環境農林水産部　農政室「就農・援農情報」](http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/syunou/index.html)